令和５年５月８日

保護者の皆様へ

大川市長　倉重　良一
（福祉事務所児童保育係）

「５類感染症」への移行後の保育園・認定こども園の対応について

新型コロナウイルス感染症は、令和５年５月８日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の５類感染症に移行しました。

国が示す保育園・認定こども園における新型コロナウイルス感染症対策の考え方を下記のとおりお知らせします。

子どもたちが安心して充実した生活をおくることができるよう、引き続きご理解とご協力をお願いします。

記

１　園児の新型コロナウイルス感染症陽性が確認された場合の対応について
登園が可能となる目安は、「発症から５日間経過し、かつ、症状軽快後１日を経過するまで」です。（※発症後、５日間が人に感染させるリスクが高いと言われています。）
この間の保育園・認定こども園への登園をお控えいただき、集団保育が可能かどうか医師に確認してから登園してください。なお、登園を再開する際に、検査陰性証明書の提出は不要です。
また、令和５年度から新型コロナウイルス感染症により欠席された場合でも、保育料の日割りは行いません。

２　家族が新型コロナウイルス感染症にかかっても「濃厚接触者」として特定されません。
〇発熱などの症状がなければ、登園することができますが、健康状態の把握にご留意ください。